

11	同法第29条第1項 又は第3項の規定による報告に関する報告の徴収																	○	保健所長
12	同法第29条第4項の規定による農林水産大臣への報告															○			
13	同法第30条第1項及び第3項の規定による事業場等への立入検査等の実施															○	保健所長		
14	同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告															○			
15	同法第30条第7項の規定による公表			○															
16	同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の販売許可制限、禁止又は登録等の取消し	○																	
17	同法第31条第7項の規定による農林水産大臣及びすべての都道府県知事への通知	○																	
十七 農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による販売者からの届出の受理															○	保健所長		
	2 同法第3条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農業部の集取若しくは立入検査の実施															○	保健所長		
	3 同法第13条第2項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告															○			
十八 農薬取締法(昭和46年政令第6号)第4条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法に基づく事務	1 同法第13条第1項の規定による報告の命令又は農業等の集取若しくは立入検査の実施															○	保健所長		
	2 同法第14条第2項の規定による農業の販売制限又は禁止			○															
十九 水道法(昭和29年法律第177号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第22条の規定による専用水道の布設工事の着工の確認															○	保健所長		
	2 同法第34条第1項において準用する同法第3条第1項の規定による専用水道の施設・管渠等の届出の受理															○	保健所長		
	3 同法第36条第1項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設・管渠等の届出の受理															○	保健所長		
	4 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する申請その他の必要な措置の命令															○	保健所長		
	5 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止の命令															○	保健所長		

		(のに限る。) (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/> 総合事務所長		
5	同法第30条第2項 (同法第2条において準用する場合を含む。)の規定による 食品衛生に関する監 視又は指導を行わせ ること。 (一) 西田郡内のと き場・集まるもの(食 べ物衛生検査所の 分掌事務に係るも のに限る。) (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/> 食べ物衛生検査 所長			
					<input type="radio"/> 総合事務所長			
6	同法第38条第8項 の規定による食品衛 生管理者の氏名等の 届出又は食品衛生管 理者の変更の届出の 受理				<input type="radio"/> 総合事務所長			
7	同法第2条第1項 の規定による飲食店 営業等を営むことの 許可				<input type="radio"/> 総合事務所長			
8	同法第3条第2項 の規定による許可営 業者の地位の承継の 届出の受理				<input type="radio"/> 総合事務所長			
9	同法第34条(同法 第2条において準用 する場合を含む。)の 規定による食品等 の廃棄等の命令 (一) 西田郡内のと き場・集まるもの(食 べ物衛生検査所の 分掌事務に係るも のに限る。) (二) (一)以外のもの				<input type="radio"/> 食べ物衛生検査 所長			
10	同法第5条第1項 の規定による営業の 許可の取消し、営業 の禁止又は営業の停 止				<input type="radio"/> 総合事務所長			
11	同法第6条(同法 第2条において準用 する場合を含む。)の 規定による施設の 整備改善の命令又は 営業中の取消し若 しくは営業の禁止若 しくは停止				<input type="radio"/> 総合事務所長			
12	同法第8条第2項 の規定による食品等 に起因して中毒した 患者又はその疑いの ある者についての総 合事務所からの報 告の受理及び同法第 3項の規定による厚 生労働大臣への報告	○						
13	同法第9条第1項 又は第2項の規定に よる死体を解剖(付 すことの決定)	○						
二 食品衛生 法施行規則 (昭和26年 厚生省令第 23号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第7条の規 定による申請事項の 変更届の受理				<input type="radio"/> 総合事務所長			

三、鳥取県食品安全法施行条例（平成2年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第2項の規定による施設に比べて基準の一部を適用しないことの決定				○	総合事務所長		
	1 同規則第7条ただし書の規定による試薬品の採取量の変更				○	総合事務所長		
四、食品衛生法施行規則（昭和19年鳥取県規則第22号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第13条第1項の規定による許可証の交付又は同条例第3項の規定による再交付				○	総合事務所長		
	3 同規則第15条第1項の規定による営業の廃止の届出の受理				○	総合事務所長		
	1 同条例第2条第1項の規定による魚介類卸商を含むことの許可				○	総合事務所長		
五、鳥取県魚介類卸商条例（昭和10年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同条例第4条の規定による行商鑑札の交付				○	総合事務所長		
	3 同規則第7条の規定による行商鑑札の再交付				○	総合事務所長		
	4 同条例第10条第1項の規定による魚介類商店への報告の請求又は検査の実施				○	総合事務所長		
	5 同条例第1条の規定による食品衛生上の危険の発生を防止するため必要な措置の命令				○	総合事務所長		
	6 同条例第2条の規定による営業の停止の命令又は魚介類卸商の登録の取消し				○	総合事務所長		
	1 同規則第5条の規定による魚介類卸商の許可係る営業用の容器への接觸の禁止付け				○	総合事務所長		
六、鳥取県魚介類卸商条例施行規則（昭和10年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第9条の規定による卸場報告の記載事項の変更に係る変更の受理				○	総合事務所長		
	3 同規則第10条の規定による魚介類卸商の廃業に係る廃業届の受理				○	総合事務所長		
	1 同法第3条の2第1項の規定による調理師免許の実施	○						
七、調理師法施行令（昭和33年政令第147号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付	○						
	3 同法第6条の規定による調理師免許証の取消し	○						
	1 同令第1条第1項の規定による調理師の名簿の登録	○						
八、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同令第2条による調理師の名簿の登録の消除	○						
	3 同令第3条第1項の規定による調理師免許証の剥離交付	○						
	4 同令第4条第1項の規定による調理師免許証の再交付	○						

10 同法第17条第1項の規定による畜場の設置者等からの報告の徴収又は畜場への立入検査等					○ 食肉衛生検査所長			
11 同法第18条第1項の規定による畜場の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令	○							
12 同法第18条第2項の規定によるとさつ若しくは捕解体の業務の停止の命令又はとさつ若しくは捕解体の禁止					○ 食肉衛生検査所長			
十四 と畜場法施行令 昭和26年政令第216号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所においてとさつすることが認め得る地図の指定又は勘定のとさつの許可				○ 食肉衛生検査所長			
	2 同令第7条の規定による勘定の検査の申請書の受理				○ 食肉衛生検査所長			
	3 同令第9条の規定によると畜場内で解体された牲畜の検査等で検査に合格したもののへの捺印の押印				○ 食肉衛生検査所長			
十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査一課する法律 平成2年法律第50号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可				○ 総合事務所長			
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理の構造等の変更の許可				○ 総合事務所長			
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令				○ 総合事務所長			
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令				○ 総合事務所長			
	5 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の辨任の命令				○ 総合事務所長			
	6 同法第16条第1項の規定による特種食鳥処理業者の確認規則の認定及び同法第2項の規定による変更の認定				○ 総合事務所長			
	7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の辨任命令				○ 総合事務所長			
	8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規則の認定(効力を失う期日の決定)				○ 総合事務所長			
	9 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助				○ 総合事務所長			

言							
10 同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができるものと認めるととき、又は食用とさつ等により病原体が伝染するおそれがあると認めるときの措置の実施				○	総合事務所長		
11 同法第21条第1項の規定による指定検査機関で食鳥検査を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該旨並びに機関の名称等の公示	○						
12 同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示	○						
13 同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出	○						
14 同法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び支予算に対する意見の提出	○						
15 同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施ために必要な措置を採るべき旨の指示	○						
16 同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は停止の旨並に伴う厚生労働大臣への意見の提出	○						
17 同法第34条第1項の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせない旨の旨並に同法第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示	○						
18 同法第35条第1項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止の旨を受けるとき、厚生労働大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することができなくなった場合の検査の実施	○						
19 同法第36条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事由がなくなりたった旨の公示	○						
20 同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業					○	総合事務所長	

	務の状況の報告の質 収						
	21 同法第37条第2項 の規定による指定検 査機関に対する食鳥 検査の要請等の報告 の質収		○				
	22 同法第38条第1項 の規定による食鳥処 理場等への立入り及 び検査等の検査、問 係者への質問又は食 鳥肉等の取扱いの実施				○	総合事務所長	
	23 同法第38条第2項 の規定による指定検 査機関の事務所への 立入り及び検査等の 検査及び相談者への 質問の実施				○	総合事務所長	
	24 同法第39条の規定 による食鳥検査等を 実施する職員の指定 (一) 総合事務所の 職員に係るもの (二) (一)以外のも の				○	総合事務所長	
十六 肥料取 締法(昭和 25年法律第 127号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第7条第1項 の規定による普通肥 料の登録		○				
	2 同法第10条の規定 による特種肥料の登 録証等の交付		○				
	3 同法第12条第2項 の規定による普通肥 料の登録の有効期間 の更新		○				
	4 同法第13条第1項 の規定による普通肥 料の登録証の書換え 交付等		○				
	5 同法第16条の2の 規定による指定混合 肥料の生産業者及び 輸入業者の届出の受 理		○				
	6 同法第19条第2項 の規定による規格に 適合しなくなった場 合等における普通肥 料の範囲の届出		○				
	7 同法第21条の規定 による肥料の施用上 の注意等を表示すべ き旨の命令	○					
	8 同法第22条の規定 による特種肥料の生 産業者及び輸入業者 の届出の受理		○				
	9 同法第23条の規定 による肥料業務につ いての届出の受理		○				
	10 同法第29条第1項 又は第3項の規定に よる業務に関する報 告の質収				○	総合事務所長	
	11 同法第29条第4項 の規定による農林水 産大臣への報告				○		
	12 同法第30条第1項 及び第3項の規定に よる事業者への立 入検査等の実施				○	総合事務所長	

				○		
	13 同法第30条第4項の規定による農林水産大臣への報告					
	14 同法第30条第7項の規定による公表	○				
	15 同法第31条第2項又は第3項の規定による普通船等の競渡等の制限、禁止又は登録等の取扱い	○				
十七 農業取締法(昭和23年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による販売者からの届出の受理			○	総合事務所長	
	2 同法第13条第1項及び第3項の規定による報告の命令又は農業等の集取若しくは立入検査の実施			○	総合事務所長	
十八 農業取締法施行令(昭和16年政令第66号)第4条の規定により知事の権限に属するものにされた農業取締法に基づく事務	1 同法第3条第1項の規定による報告の命令又は農業等の集取若しくは立入検査の実施			○	総合事務所長	
	2 同法第14条第2項の規定による農業の販賣の制限又は禁止	○				
十九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の9の規定による品質表示に関する指示	○				
	2 同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施			○	総合事務所長	
	3 同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査			○	総合事務所長	
二十 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止			○	総合事務所長	
	2 同法第11条の規定による理容師の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは美容師の廃止の届出の受理			○	総合事務所長	
	3 同法第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認			○	総合事務所長	
	4 同法第11条の3第2項の規定による理容所の開設者の地位の種別届出の受理			○	総合事務所長	
	5 同法第11条の4第2項の規定による講習会の指定	○				
	6 同法第13条第1項の規定による理容所への立ち入り及び立ち入に接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査			○	総合事務所長	
	7 同法第14条の規定による理容所の登録			○	総合事務所長	

の命令							
二十一 理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定による理容師の免許届出免許証明書の受理					○	総合事務所長
二十二 美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による美容師の業務の停止					○	総合事務所長
	2 同法第1条の規定による美容師の位置等の届出又は届出事項の変更の届出若しくは理容所の廃止の届出の受理					○	総合事務所長
	3 同法第2条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認					○	総合事務所長
	4 同法第2条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理					○	総合事務所長
	5 同法第12条の3第2項の規定による講習会の指定		○				
	6 同法第4条第1項の規定による美容所への立入り及び取扱いに関する布告等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査					○	総合事務所長
	7 同法第5条の規定による美容所の閉鎖の命令					○	総合事務所長
二十三 美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定による美容師の免許届出免許証明書の受理					○	総合事務所長
二十四 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理					○	総合事務所長
	2 同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認					○	総合事務所長
	3 同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理					○	総合事務所長
	4 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許		○				
	5 同法第7条の規定によるクリーニング師の免許の施行		○				
	6 同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録		○				
	7 同法第9条の規定					○	総合事務所長

	による洗たくの処理等の業務に従事する者の業務の停止						
	8 同法第8条の規定によるクリーニング所への入り及びリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	9 同法第9条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	10 同法第1条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	11 同法第2条の規定によるクリーニング師の免許の取消し	<input type="radio"/>					
二十五 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定によるクリーニング師の免許の交付、訂正及び交付又は再交付	<input type="radio"/>					
二十六 興行場法(昭和23年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として興行場を経営することの許可				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	2 同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	3 同法第5条の規定による営業者等からの報告の猶豫又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	4 同法第6条の規定による業として興行場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令				<input type="radio"/>	総合事務所長	
二十七 鳥取県興行場法施行条例(昭和69年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は部屋の基準の緩和等の決定				<input type="radio"/>	総合事務所長	
二十八 鳥取県興行場法施行規則(昭和69年鳥取県条例第60号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	2 同規則第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理				<input type="radio"/>	総合事務所長	
二十九 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による旅館業を経営することの許可				<input type="radio"/>	総合事務所長	
	2 同法第3条の2第1項又は第3条の3				<input type="radio"/>	総合事務所長	

第1項の規定による 営業の承継の承認							
3 同法第7条第1項 の規定による営業者 等に対する報告の徴 収及び請求又は営業 の施設への立入り及 びその構造設備等の 検査の実施				○	総合事務所長		
4 同法第7条の2の 規定による営業の施 設や構造設備の基準 に適合させるために 必要な措置をとるべき ことの命令				○	総合事務所長		
5 同法第8条の規定 による旅館業の経営 の許可の取消し又は 営業の停止の命令				○	総合事務所長		
三十 旅館業 法施行規則 (昭和2年 厚生省令第 28号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第4条の規 定による旅館業の經 営の許可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し くは廃止の届出の受 理			○	総合事務所長		
三十一 鳥取 県衛生監督 施行条例 (昭和3年鳥 取県条例第 43号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第5条第2 項の規定による客の 収容定員の基準の緩 和			○	総合事務所長		
	2 同条例第6条第3 項の規定による水質 基準に係る届出の受 理			○	総合事務所長		
三十二 公衆 浴場法 (昭 和23年法律 第39号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第2条の規定 による業として公衆 浴場を經營すること の許可			○	総合事務所長		
	2 同法第2条の2第 2項の規定による営 業の承継の届出の受 理			○	総合事務所長		
	3 同法第4条の規定 による伝染性の疾病 にかかると認められ る者等に対して入浴を 認めることの許可			○	総合事務所長		
	4 同法第6条の規定 による営業者等に対する 報告の徴収又は公衆浴 場への立ち入り及び業 として公衆浴場を經營す ることの許可に附した条件 の遵守等の状況の検査 の実施			○	総合事務所長		
	5 同法第7条第1項 の規定による業として 公衆浴場を經營する ことの許可の取消し又は 営業の停止の命令			○	総合事務所長		
三十三 公衆 浴場法施行 規則 (昭和 23年厚生省 令第27号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第4条の規 定による業として公 衆浴場を經營する ことの許可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し くは廃止の届出の受 理			○	総合事務所長		
三十四 鳥取 県公衆浴場 法施行条例	1 同条例第3条第9 項の規定による水質 基準に係る届出の受 理			○	総合事務所長		

昭和12年 鳥取県条例 第4号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	理							
	2 同条例第6条の規 定による公衆浴場ご つて講じながば ならぬ措置の基準 の緩和				○	総合事務所長		
	三十五 生活 衛生課管轄 業の運営の 適正化及び 振興に對す る法律施行 令(昭和12 年政令第 279号)第 9条第1項 の規定によ り知識の權 限に屬する ものにされ た生活衛生 関係営業の 運営の適正 化及び振興 に関する法 律(昭和12 年法律第 164号)に 基づく事務	1 同法第9条第1項 の規定による適正化 規則の設定の認可又 はその変更の認可	○					
	2 同法第1条の規定 による適正化規則の 変更の命令又は認可 の取消し	○						
	3 同法第14条の2の規 定による共済修理 の設定の認可又はそ の変更若しくは廃止 した生活衛生 の認可	○						
	4 同法第14条の10第 1項の規定による組 合協約の認可又はそ の変更の認可	○						
	5 同法第14条の12の規 定による組合協約 の締結に関するあつ せん	○						
	6 同法第24条第1項 の規定による組合の 設立の認可	○						
	7 同法第28条第3項 の規定による組合の 定款の変更の認可	○						
	8 同法第28条第5項 の規定による組合の 定款の変更の届出の 受理	○						
	9 同法第42条(同法 第38条第5項、第46 条第6項又は第2条 において準用する場 合を含む。)の規定 による組合員による 総会の招集の承認	○						
	10 同法第50条第2項 の規定による総会の 決議による組合の解 散の認可	○						
	11 同法第2条の2の規 定による組合の役 員の解任の勧告	○						
	12 同法第2条の3の規 定による組合の解 散の命令	○						
	13 同法第2条の4第 1項の規定による小 組合の設立の認可	○						
	14 同法第2条の7第 3項の規定による小 組合の合併の認可	○						
	15 同法第6条の6第 1項の規定による組 合員以外の者に対する 料金若しくは掛戻 価格又は営業方法を 改めることの勧告	○						
	16 同法第60条第1項 の規定による営業者 等からの報告の獲取 又は事業所等の立入り 及び業務の査定等	○						

		の検査の実施											
	17 同法第30条第4項 の規定による調査の 申出の受理		○										
	18 同法第30条第5項 の規定による調査の 実施及び結果の通知		○										
	19 同法第2条第1項 の規定による意見の 聴取		○										
三十六 生活 衛生関係營業の運営の 適正化及び 振興に関する法律施行 規則(昭和 32年厚生省 令第37号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第6条の規 定による組合の役員 に変更があった旨等 の届出の受理		○										
	2 同規則第11条の規 定による組合員の異 動に関する報告書の 受理		○										
三十七 建築 物における 衛生的環境 の確保に関する法律(昭和5年法律第20号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第5条の規定 による既存建築物ご とくでの届出及び届 出事項の変更の届出 の受理並びに都道府 県労働局長への通知					○	総合事務所長						
	2 同法第1条の規定 による特定建築物の 所有者等に対する報 告の猶豫又は特定期 建築物への立入検査					○	総合事務所長						
	3 同法第2条の規定 による特定建築物の 所有者等に対する必 要な措置をとるべき ことの命令又は特定 建築物等の使用の禁 止若しくは制限					○	総合事務所長						
	4 同法第2条の2第 1項の規定による建 築物による清掃を 行う事業を営んでい る者の営業所等の登 録					○	総合事務所長						
	5 同法第12条の4の 規定による登録營業 所の登録の取扱い					○	総合事務所長						
	6 同法第12条の5第 1項の規定による登 録業者に対する報告 の猶豫又は登録營業 所への立入検査等の 実施					○	総合事務所長						
	7 同法第3条第2項 の規定による国籍に 対する必要が説明又 は資料の提出の要求					○	総合事務所長						
三十八 化製 場所に関する 法律(昭和 23年法律 第140号) に基づく知 事の権限に 属する事務 (市町村長 に委任した ものを除く 。)	1 同法第2条の規定 による死亡動物取扱 場外における死亡動 物の処理等の許可					○	総合事務所長						
	2 同法第3条の規定 による(生肉又は死 亡動物取扱の設置 の許可及びその構造 の変更の届出の受 理		○										
	3 同法第6条の規定 による化製場若しく は死(熊野)肉取扱場の 設置者等に対する報 告の請求又は化製場					○	総合事務所長						

	若しくは死亡獣医師 扱場への立入り及び その構造設備等の検 査											
4	同法第6条の2の 規定による化製場又 は死亡獣医師扱場の 構造設備の公衆衛生 上必要な基準に適合 するため必要な措置 等の命令					○	総合事務所長					
5	同法第7条の規定 による(但し若しくは 死亡獣医師扱場の 設置の新規の取消し 又はその施設の使用 の制限若しくは禁止 の命令)		○									
6	同法第8条において 準用する同法第3 条の規定による製造 又は販売の施設の設 置の新規及びその構 造設備の変更の届出 の受理		○									
7	同法第8条において 準用する同法第6 条の規定による製造 又は販売の施設の設 置者等に対する報告 の請求又はその施設 への立入り及びその 構造設備等の検査					○	総合事務所長					
8	同法第8条において 準用する同法第6 条の2の規定による 製造又は販売の施設 の構造設備の公衆衛 生上必要な基準に適 合させるため必要な 措置等の命令					○	総合事務所長					
9	同法第8条において 準用する同法第7 条の規定による製造 又は販売の施設の設 置の新規若しくは其 後の施設の使用の制 限若しくは禁止の命令 又はその処分を受ける 者の処分の原則と認め られる監督行為の通 知若しくは弁明等の 機会の供与		○									
10	同法第9条第1項 の規定による動物の 飼養等についての許 可を受けることま らぬ区域の指定	○										
11	同法第9条第1項 の規定による動物の 飼養等についての許 可を受けることま らぬ区域の指定する 動物の飼養等の許 可					○	総合事務所長					
12	同法第9条第4項 の規定による動物の 飼養等についての許 可を受けることま らぬ区域として新た に指定された区域 内において動物の飼 養等をしている場合 における動物の種類 等の届出の受理					○	総合事務所長					
13	同法第9条第5項 において準用する同					○	総合事務所長					

	法第6条の規定による飼養等をする者等に対する報告の請求又は畜舎等への立入り及びその構造設備等の検査						
14	同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による畜舎等の構造設計が公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令				○	総合事務所長	
15	同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令	○					
三十九 烏取 県(農業等 に関する法 律並びに規 則並びに年 局規則第 第1号)に基 づく知事の 権限に属 する事務	1 同細則第4条第2項の規定による化製場等の構造設備以外の変更の届出の受理			○			
	2 同細則第5条の規定による化製場等の経営の停止等の届出の受理			○			
	3 同細則第11条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理				○	総合事務所長	
	4 同細則第12条の規定による動物の飼養等の停止等の届出の受理				○	総合事務所長	
四十 温泉法 (昭和25年 法律第125 号)に基づ く知事の權 限に属する 事務	1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可及び同法第3項の規定による経済産業局長への協議			○			
	2 同法第5条第2項の規定による許可の有効期間の更新			○			
	3 同法第6条第1項の規定による掘削工事の完了又は廃止の届出の受理			○			
	4 同法第7条第1項の規定による土地の掘削の許可の取消し及び同法第2項の規定による公益上必要な措置の命令			○			
	5 同法第8条の規定による原状回復の命令			○			
	6 同法第9条第1項の規定による増設又は動力の装置の許可			○			
	7 同法第9条第2項において準用する同法第5条第2項の規定による増設又は動力の装置の許可の有効期間の更新			○			
	8 同法第9条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増設又は動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の			○			

受理						
9 同法第9条第2項 にのみて準用する同 法第7条第1項の規 定による増額又は減 額による取扱いの取 消し及び同條第2項 の規定による公益上 必要な措置の命令			○			
10 同法第9条第2項 にのみて準用する同 法第8条の規定によ る廃止回復の命令			○			
11 同法第9条第1項 の規定による温泉の 採取の制限の命令			○			
12 同法第1条第1項 の規定による環境大 臣への協議			○			
13 同法第2条第1項 の規定による温泉の ゆう出量等に対する 影響の防止に必要な 措置の命令及び同條 第2項の規定による 関係市町村との協議			○			
14 同法第4条第3項 の規定による温泉の 成分等の表示の届出 の受理及び同條第4 項の規定による内 容の変更の命令				○	総合事務局長	
15 同法第15条第1項 の規定による温泉成 分分析を行う施設の 登録及び同條第2項 の規定による登録の 申請の受理			○			
16 同法第5条第3項 の規定による登録簿 への登録			○			
17 同法第6条の規定 による登録分析機関 の変更の届出の受理				○		
18 同法第7条第1項 の規定による登録分 析機関の廃止の届出 の受理				○		
19 同法第18条の規定 による登録分析機関 の登録の取消			○			
20 同法第19条の規定 による登録分析機関 登録簿の模範				○		
21 同法第21条の規定 による登録分析機関 の登録の取消			○			
22 同法第24条第1項 の規定による温泉成 分分析を行う者から の報告の収集又は立 入検査等の実施				○	総合事務局長	
23 同法第26条の規定 による温泉利用施設 等の改善の指示				○		
24 同法第27条第1項 の規定による温泉の 利用の着向の取扱い 及び同條第2項の規 定による温泉の利用 の制限等の命令			○			

					○	総合事務部長		
	25 同法第30条第1項 の規定による温泉を 採取する者等からの 温泉のゆう出量等につ いての報告の収取							
	26 同法第31条第1項 の規定による温泉の 利用施設等の立入 検査等				○	総合事務部長		
四十一 鳥取 県温泉法施 行細則(昭 和62年鳥取 県規則第24 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同細則第4条の規 定による温泉探査許 可申請書等の届出事 項の変更の届出の受 理				○			
	2 同細則第7条第1 項の規定による温泉 ゆう出路のしゅんせ つ等の届出の受理及 び同法第2項およ び附則第6条第1項の規 定による温泉法第 6条第1項の規定に よる温泉ゆう出路の しゅんせつ工事等の 完了又は廃止の届出 の受理				○			
	3 同細則第8条の規 定による温泉のゆう 出状況の報告の受理				○			
	4 同細則第9条の規 定による温泉探査許 可の継続の届出の受 理				○			
	5 同細則第10条の規 定による温泉の採取 の廃止等の届出の受 理				○			
	6 同細則第11条の規 定による原状回復の 報告の受理				○			
	7 同細則第14条の規 定による温泉利用施 設の設備の改修の届 出の受理				○	総合事務部長		
	8 同細則第5条の規 定による温泉の利用 の廃止の届出の受 理				○	総合事務部長		
四十二 鳥取 県温泉法施 行細則の一 部を改正す る規則(平 成14年鳥取 県規則第41 号)附則第 2項の規定 によりなお その効力を 有するもの とされた改 正前の鳥取 県温泉法施 行細則に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同細則第4条の規 定による温泉探査工 事等の着手等の届出 の受理				○			
四十三 不当 景品類及び 不当表示禁 止法(昭和 37年法律第 134号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同法第9条の2の 規定による違反行為 を取りやめるべきこと 等の指示	○						
	2 同法第9条の3第 1項の規定による適 当な措置をとるべき ことの要求	○						
	3 同法第9条の4第 1項の規定による景 品類等に関する報告 の要求及び事務部等 への立入検査の実施	○						

四十四 物価 統制令施行 令 平成27 年政令第 319号) 第 11条及び附 則第4項の 規定により 知事の権限 に属するも のとされた 物価統制令 (平成21年 勅令第118 号)に基づく 事務	1 同令第3条第1項 ただし書の規定によ る統制額を超える契 約、支払又は受領の 禁止の例外について の許可	○						
	2 同令第4条の規定 による公衆浴場入浴 料金の統制額の指定	○						
	3 同令第8条の2た だし書の規定による 雇用中の契約の変更 、消滅等の禁止の例 外について別段の 定めの制定又は許可	○						
	4 同令第30条の規定 による報告の猶期、 帳簿の作成の命令又 は検査の実施		○					
四十五 家庭 用品品質表 示法(平成 27年政 令第390 号)第3条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た製品の品質 表示法(平 成27年法律 第104号) に基づく 事務	1 同法第4条第1項 の規定による表示事 項の表示又は監視事 項の遵守をすべきこ との指示			○				
	2 同法第4条第2項 の規定による指示こ の従つべき旨の表 示		○					
	3 同法第10条第2項 の規定による家庭用 品の品質に関する表 示の調査				○			
	4 同法第19条第1項 の規定による販売業 者からの報告の猶期 及び點検等への立入 検査の実施				○			
四十六 消費 生活用製品 安全基準行 令 平成19 年政令第18 号)第10条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た消費生活 用製品安全 法(平成18 年法律第31 号)に基づく 事務	1 同法第3条第1項 の規定による特定製 品の発売の業務の状 況に関する報告の徴 収				○			
	2 同法第4条第1項 の規定による特定製 品の発売の事業を行 う者の事務所等への 立入検査の実施				○			
	3 同法第5条第1項 の規定による特定製 品の所有者等に対する 特定製品を提出す べきことの命令			○				
四十七 計量 法(平成4 年法律第1 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	1 同法第10条第2項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勅令				○			
	2 同法第10条第3項 の規定による勅令こ の従つべき旨の公 表	○						
	3 同法第15条第1項 の規定による必要な 措置をとるべきこと の勅令				○			
	4 同法第15条第2項 の規定による勅令こ の従つべき旨の公 表	○						
	5 同法第15条第3項 の規定による勅令こ の従る措置をとるべき ことの命令				○			
	6 同法第16条第1項				○			

	第2号イに規定する特定計量器の検定の実施						
7	同法第9条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施			○			
8	同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定			○			
9	同法第25条第1項の規定による計量土が検査を行った旨の届出の受理			○			
10	同法第30条第1項の規定による指定定期検査機関又はその変更の認可(同法第121条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものも含む。)	○					
11	同法第30条第3項の規定による検査機関の業務範囲を変更すべきことの命令(同法第21条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものも含む。)	○					
12	同法第33条第1項の規定による検査機関の事業種別又はそれらの変更の受理(同法第21条第2項において準用する同法第33条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものも含む。)	○					
13	同法第35条(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同法第6条第2号に規定する者を解雇すべきことの命令	○					
14	同法第37条の規定による指定定期検査機関に対する必要な措置をとるべきことの命令(同法第21条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものも含む。)	○					
15	同法第46条第1項の規定による修理工事業の届出の受理			○			
16	同法第46条第2項において準用する同法第2条第1項又は第55条第1項の規定による届出修理工事業者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理			○			
17	同法第48条の規定による必要な措置をとるべきことの命令			○			

18 同法第1条第1項の規定による販売の事業の届出の受理				○	
19 同法第1条第2項における規制する同法第2条第1項又は第5条第1項の規定による販売の事業を行なう者による事業の変更又は廃止の届出の受理				○	
20 同法第2条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの勧告				○	
21 同法第2条第3項の規定による勧告に従はずかった旨の公示	○				
22 同法第2条第4項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令				○	
23 同法第3条第1項ただし書の規定による輸出のため特許計量器を製造する旨の届出又は同法第2項ただし書の規定による輸出のため特許計量器を販売する旨の届出の受理				○	
24 同法第5条ただし書の規定による輸出のため特許計量器を販売する旨の届出の受理				○	
25 同法第7条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特許計量器の輸送をする旨の届出の受理				○	
26 同法第5条第2項の規定による装置検査の実施				○	
27 同法第6条ただし書の規定による輸出のため特許計量器を製造する旨の届出の受理				○	
28 同法第2条ただし書の規定による輸出のため特許計量器を販売する旨の届出の受理				○	
29 同法第1条第2項の規定による品質管理の方針ごとの検査の実施		○			
30 同法第6条第1項ただし書の規定による輸出のため特許計量器を製造する旨の届出の受理				○	
31 同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施				○	
32 同法第107条の規定による計量証明の事業の登録		○			
33 同法第10条第1		○			

	項の規定による事業規程又はこの変更の届出の受理						
34	同法第110条第2項の規定による事業規程の変更すべきことの命令			○			
35	同法第111条の規定による必要な措置をとるべきことの命令			○			
36	同法第113条の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令	○					
37	同法第116条第1項の規定による計量証明検査の実施			○			
38	同法第120条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理			○			
39	同法第127条第3項の規定による計量管理の立出についての検査の実施	○					
40	同法第147条第1項の規定による届出製造事業者等からの業務に関する報告の徴収			○			
41	同法第147条第3項の規定による指定定期検査機関等からの業務又は検査の状況に関する報告の徴収			○			
42	同法第148条第1項の規定による工場等への立ち入り、計量器等の検査又は機関者への質問の実施			○			
43	同法第148条第3項の規定による事務所等への立ち入り検査又は機関者への質問の実施			○			
44	同法第149条第1項の規定による計量器等の届出の命令			○			
45	同法第150条第1項の規定による特定物象量の表記の削除	○					
46	同法第151条第1項の規定による検定証印等の除去			○			
47	同法第153条第1項の規定による装置検査印の除去			○			
48	同法第154条第1項の規定による検定証印等の除去			○			
49	同法第159条第2項の規定による定期検査機関の指定等の公示	○	○				
四十八	計量法施行令(平成5年政令第329号)第1条第1	すべての事務					

	1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務(市町村長に委任したものと除く。)							
消費生活センター	一 国民生活安全部緊急措置に関する法律(昭和19年政令第4号) 第4条第1項の規定による指示により知事の権限に属するものとされた国民生活安全部緊急措置法(昭和18年法律第21号)に基づく事務	1 同法第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示		○				
		2 同法第6条第3項の規定による指示に従はずかった旨の公表	○					
		3 同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示		○				
		4 同法第7条第2項の規定による指示に従はずかった旨の公表	○					
		5 同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び管轄等への立入検査の実施			○			
二 生活必需物資等の買占め及び完惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和18年政令第200号) 第2条の規定により知事の権限に属するものとされた生活必需物資等の買占め及び完惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)に基づく事務	1 同法第3条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査		○					
		2 同法第4条第1項の規定による特定物資の充廃しをすべきことの指示	○					
		3 同法第4条第2項の規定による特定物資の充廃しをすべきことの命令	○					
		4 同法第4条第4項の規定による適度しに関する裁定	○					
		5 同法第5条第1項の規定による業務に関する報告の要求及び事務等への立入検査の実施			○			
		6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施			○			
三 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第3項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可		○					
		2 同法第12条第5項の規定による組合に対する措置の命令		○				
		3 同法第26条第2項の規定による横断走款の設定		○				
		4 同法第24条において準用する民法第6条の規定による代理事の選任	○					
		5 同法第3条第3項	○					

		の規定による定款の変更の認可						
		6 同法第3条第4項の規定による規約の設定、変更又は廃止の認可	○					
		7 同法第8条の規定による組合の設立の認可	○					
		8 同法第2条第2項の規定による組合の解散の認可	○					
		9 同法第3条第1項の規定による解散組合の解散の認可	○					
		10 同法第5条第2項の規定による組合の合併の認可	○					
		11 同法第8条の規定による組合の業務又は財務等に係る報告の権限				○		
		12 同法第3条の2の規定による組合員等に関する報告の権限				○		
		13 同法第3条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求				○		
		14 同法第4条の規定による組合の業務又は会計状況の検査				○		
		15 同法第4条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令	○					
		16 同法第5条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解散の命令	○					
		17 同法第5条の2の規定による規約の設定等の取消し	○					
		18 同法第6条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○				
四 消費生活の安定及び向上に關する条例(昭和65年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に屬する事務	1	同条例第7条の規定による危害商品等の調査				○		
	2	同条例第8条第1項の規定による危害商品等の取締りの中止等の勧告			○			
	3	同条例第8条第2項の規定による危害商品等の取締りの中止等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求			○			
	4	同条例第8条第3項の規定による危害商品等の取締りの中止等の勧告に付す旨の公表			○			
	5	同条例第9条第3項の規定による自主				○		

	基準の範囲等についての指摘及び勧告					
6	同条例第10条第1項の規定による県基準の制定又は変更、廃止	○				
7	同条例第11条第1項の規定による県基準の遵守の勧告			○		
8	同条例第11条第2項の規定による県基準の遵守の勧告に従わぬ旨の公表			○		
9	同条例第1条の2第1項の規定による不当な取扱い方法の指定又は変更、廃止	○				
10	同条例第1条の4第1項の規定による不当な取扱い方法等の調査				○	
11	同条例第1条の4第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求				○	
12	同条例第1条の5の規定による情報の公表				○	
13	同条例第1条の6第1項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告				○	
14	同条例第1条の6第2項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求				○	
15	同条例第1条の6第3項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告に従わぬ旨の公表				○	
16	同条例第1条の7の規定による事業者名等の必要な情報の公表				○	
17	同条例第1条の8第1項及び第2項の規定による不当な取扱い方法の未然防止に係る調査又は指導並びご指導報告及び指導致する資料の提出等の要求				○	
18	同条例第13条第1項の規定による消費者からの苦情の処理				○	
19	同条例第14条第3項の規定によるあつせん等に係る資料の提出の旨の公表				○	
20	同条例第15条の規定による調査に要する費用に充てる資金の貸付等				○	
21	同条例第16条第2項の規定による資金の返還猶予又は免除				○	
22	同条例第17条第1				○	

	項の規定による生活 必需品等の価格の動 向等の情報の公表						
23	同条例第18条の規 定による生活必需品 等の調査			○			
24	同条例第19条第1 項の規定による事業 活動の是正の勧告			○			
25	同条例第19条第2 項の規定による事業 活動の是正の勧告に 基づいて講じた措置 についての報告の要 求			○			
26	同条例第19条第3 項の規定による事業 活動の是正の勧告に 從事する旨の公表			○			
27	同条例第20条の規 定による緊急調査に 係る情報の公表			○			
28	同条例第21条の規 定による生活必需品 等の場合は確保等の 協力の要請			○			
29	同条例第31条第1 項の規定による資料 の提出又は該事業 者の事務所等への立 入調査			○			
30	同条例第31条第3 項の規定による虚偽 の資料の提出等又は 立入調査を拒否した 旨等の公表			○			
五 特定商取 引に関する 法律施行令 昭和61年 政令第295 号 第18条 の規定によ り知事の権 限に属する ものとされ た特定商取 引に関する 法律 昭和 51年法律第 57号)に基 づく事務	1 同法第7条の規定 による必要な措置を とるべきことの指示			○			
	2 同法第8条第1項 の規定による卸販 売に付ける業務の全 部又は一部を停止す べきことの命令			○			
	3 同法第8条第2項 の規定による命令を した旨の公表			○			
	4 同法第38条の規定 による必要な措置を とるべきことの指示			○			
	5 同法第39条第1項 の規定による卸販 売業者又は卸販賣 取扱いについて勧誘を 行い、若しくは勧誘 者を行わせることを 停止し、又は卸販 賣取扱いの全部若しく は一部を停止すべき ことの命令			○			
	6 同法第39条第4項 の規定による命令を した旨の公表			○			
	7 同法第46条の規定 による必要な措置を とるべきことの指示			○			
	8 同法第47条第1項 の規定による特定業 納付義務提供に関する 業務の全部又は一 部を停止すべきこと の命令			○			

9 同法第17条第2項の規定による命令をした旨の公表			○					
10 同法第56条の規定による必要な措置をとるべきことの指示			○					
11 同法第7条第1項の規定による業務提供規制の全部又は一部を停止すべきことの命令			○					
12 同法第57条第2項の規定による命令をした旨の公表			○					
13 同法第60条第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施			○					
14 同法第66条第1項の規定による報告の徴収又は事務所への立入検査の実施			○					
六 ゴルフ場等に係る会員権の適正化に関する法律(平成5年6月第9号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員権の適正化に関する法律(平成4年法律第33号)に基づく事務	1 同法第10条の規定による必要な措置をとるべきことの指示	○						
	2 同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令	○						
	3 同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表	○						
	4 同法第17条第1項の規定による報告の徴収及び事務所への立入検査の実施	○						
七 島根県立消費生活センター管理規則(昭和46年島根県規制第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による指示				○			
景観まちづくり課								
一 略								
二 烏取県景観条例(平成5年島根県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4 略							
	5 同条例第13条第1項又は第7条第1項第3号)に基づく知事の権限に属する事務							
	(一) 鉛物の措置に係るもの			○				
	(二) (一)以外のもの			○	総合事務所長			
景観まちづくり課								
一 略								
二 烏取県景観条例(平成5年島根県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4 略							
	5 同条例第13条第1項又は第7条第1項第3号)に基づく知事の権限に属する事務							
	(一) 周辺の景観に与える影響が特により大きいと認められる行為に係るもの						○	
	(二) 鉛物の措置に係るもの((一)に係るものと除く。)						○	
	(三) 屋外に置かれる物品の集積又は貯蔵に係るもの((一)に係るものと除く。)						○	保健所長
	(四) 木竹の伐採及び薪炭の燃用以外における土地の区画の変更に係るもの((一)に係るものと除く。)						○	総合事務所長 地方農林振興局長

	ものに係るもの (三) その規則が5 ヘクタール未満の ものに係るもの				<input type="radio"/> 総合事務所長			ものに係るもの (三) その規則が5 ヘクタール未満の ものに係るもの				<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
23	同法第2条の規定 による開発行為の同 意(国有土地に係る ものに限る。)				<input type="radio"/> 総合事務所長			23	同法第2条の規定 による開発行為の同 意(国有土地に係る ものに限る。)			<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
24	同法第6条の2第 1項の規定による開 発行為の変更の許可 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 総合事務所長			24	同法第6条の2第 1項の規定による開 発行為の変更の許可 (一) 21の(一) (二) 又は22の(一) 若しくは(二)の許 可に係るもの (二) 21の(三) (1)若しくは(2) のイ若しくは(2)又 は22の(3)の許可 に係るもの (三) 21の(3)の (2)の許可に 係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
25	同法第6条の2第 3項の規定による開 発行為の変更の届出 の受付 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(二) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 総合事務所長			25	同法第6条の2第 3項の規定による開 発行為の変更の届出 の受付 (一) 21の(一) (二) 若しくは(2)又 は22の(一)若しく は(2)の許可に係 るもの (二) 21の(3) (1)若しくは(2) のイ若しくは(2)又 は22の(3)の許可 に係るもの	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
26	同法第36条第1項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の届出の受付				<input type="radio"/> 総合事務所長			26	同法第36条第1項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の届出の受付			<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
27	同法第36条第2項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の検査及び検査済 証の交付				<input type="radio"/> 総合事務所長			27	同法第36条第2項 の規定による開発行 為に関する工事の完 了の検査及び検査済 証の交付			<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
28	同法第36条第3項 の規定による開発行 為に関する工事が完 了した旨の公告				<input type="radio"/> 総合事務所長			28	同法第36条第3項 の規定による開発行 為に関する工事が完 了した旨の公告			<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
29	同法第37条第1号 の規定による建築物 の建築又は特定工作 物の建設についての 承認				<input type="radio"/> 総合事務所長			29	同法第37条第1号 の規定による建築物 の建築又は特定工作 物の建設についての 承認			<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
30	同法第38条の規定 による開発行為に關 する工事の廃止の届 出の受付 (一) 21の(一)若し くは(2)又は22の (一)若しくは(2) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 総合事務所長			30	同法第38条の規定 による開発行為に關 する工事の廃止の届 出の受付 (一) 21の(一) (二)若しくは(2)又 は22の(一)若しく は(2)の許可に係 るもの (二) 21の(3) (1)若しくは(2) のイ若しくは(2)又 は22の(3)の許可 に係るもの	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 総合事務所長 地方県土整備 局長	
31	同法第1条第1項 の規定による建築物 の建築・準等の制限 の設定 (一) 21の(一)若し くは(2)又は22の (一)若しくは(2) の許可に係るもの	<input type="radio"/>						31	同法第1条第1項 の規定による建築物 の建築・準等の制限 の設定 (一) 21の(一) (二)若しくは(3) (2)の(2)の又は22 の(一)若しくは(2) の許可に係るもの	<input type="radio"/>			

	(二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの				○ 総合事務所長			(二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくは又 は22の(三)の許可 に係るもの (三) 21の(三) (2)の二の許可に 係るもの			○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
32 同法第11条第2項 ただし書の規定によ る建築物の建築の許 可 (一) 21の(一)若し くは(二)又は22の (一)若しくは(2) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの	○			○	総合事務所長		○	○		○	総合事務所長 地方県土整備 局長
33 同法第12条第1項 ただし書の規定によ る開発許可を受けた 土地における建築等 の許可 (一) 21の(一)若し くは(2)又は22の (一)若しくは(2) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(三)の許可に 係るもの	○			○	総合事務所長		(一) 21の(一) (二)又は22の(一) 若しくは(2)の許 可に係るもの (二) 21の(三) (1)若しくは(2) のイ若しくは又 は22の(3)の許可 に係るもの (三) 21の(三) (2)の二の許可に 係るもの	○		○	○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
34 同法第12条第2項 の規定による開発許 可を受けた土地にお ける建築等に係る國 の機関との協議 (一) 21の(一)若し くは(2)又は22の (一)若しくは(2) の許可に係るもの (二) 21の(三)又は 22の(3)の許可に 係るもの	○			○	総合事務所長		(一) 21の(一) (二)又は22の(一) 若しくは(2)の許 可に係るもの (二) 21の(三) (1)若しくは(2) のイ若しくは又 は22の(3)の許可 に係るもの (三) 21の(三) (2)の二の許可に 係るもの	○		○	○ 総合事務所長 地方県土整備 局長
35 同法第13条第1項 の規定による開発許 可を受けた土地以外 の土地における建築 等の許可				○	総合事務所長		(一) 総合事務所の 所管又は外に置け る都道府県知事施行 令(昭和42年政令 第58号)第36条 第1項第3号イに 該当するものに係 るもの (二) 都道府県知事 施行令第36条第1項 第3号ニに該当す るものに係るもの (三) 総合事務所の 所管又は外に置け る都道府県知事施行 令第36条第1項第 3号イ又はニに該 当するものに係 るもの	○		○	○ 総合事務所長 ○ 地方県土整備 局長 ○ 総合事務所長
36 同法第15条の規定							36 同法第15条の規定				

による開発許可に基づく地位の承認 (一) 21の(一)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)又は22の(三)の許可に係るもの	○				○	総合事務所長			による開発許可に基づく地位の承認 (一) 21の(一)、 (二)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくは(ハ)又は22の(三)の許可に係るもの	○			○	総合事務所長 地方県土整備局長	
37 同法第46条の規定による開発登録簿及び保管 (一) 21の(一)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)又は22の(三)の許可に係るもの				○		○	総合事務所長		37 同法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管 (一) 21の(一)、 (二)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくは(ハ)又は22の(三)の許可に係るもの			○	○	総合事務所長 地方県土整備局長	
38 同法第47条第5項の規定による開発登録簿及び保管の交付 (一) 21の(一)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)又は22の(三)の許可に係るもの			○			○	総合事務所長		38 同法第47条第5項の規定による開発登録簿及び保管の交付 (一) 21の(一)、 (二)若しくは(二)又は22の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 21の(三)の (1)若しくは(2) のイ若しくは(ハ)又は22の(三)の許可に係るもの			○	○	総合事務所長 地方県土整備局長	
39 同法第2条の2第1項(同法第7条の3第1項ごとくで準用する場合を含む。)の規定による市街地開発事業予定地或の区域内における建築物の建築等の許可					○	総合事務所長			39 同法第2条の2第1項(同法第7条の3第1項ごとくで準用する場合を含む。)の規定による市街地開発事業予定地或の区域内における建築物の建築等の許可				○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	
40 同法第2条の2第2項(同法第7条の3第1項ごとくで準用する場合を含む。)、同法第3条第2項及び同法第5条第3項ごとくで斟酌する同法第2条第2項の規定による国の機関との協議					○	総合事務所長			40 同法第2条の2第2項(同法第7条の3第1項ごとくで準用する場合を含む。)、同法第3条第2項及び同法第5条第3項ごとくで斟酌する同法第2条第2項の規定による国の機関との協議				○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	
41~43 略									41~43 略						
44 同法第3条第1項の規定による都計画区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築等の許可 (一) 同法第6条第1項に規定する事業予定地における建築物に係るもの (二) (一)以外のもの					○				44 同法第3条第1項の規定による都計画区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築等の許可 (一) 同法第6条第1項に規定する事業予定地における建築物に係るもの (二) (一)以外のもの				○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	
45~59 略									45~59 略						
60 同法第6条第1項の規定による都計画事業地区における事業の施行の障害と					○	総合事務所長			60 同法第6条第1項の規定による都計画事業地区における事業の施行の障害と				○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長	

なるおそれがある土地の形態の変更等の許可									地方県土整備局長
61 同法第66条第2項の規定による施行者の意見の聴取					○	総合事務所長			○ 中部総合事務所長
62 略									西部総合事務所長
63 同法第66条の規定による公告並びに事業地内での接觸等の有識範囲について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近の住民に対する説明等の措置の実施					○	総合事務所長			地方県土整備局長
64 略									
65 同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議					○	総合事務所長			
66及び67 略									
68 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は69の許可等に係るもの (二) 18、36の(一)、37の(一)、38の(一)又は8の新規等に係るもの (三) 21の(三)、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○				○	総合事務所長			○ 総合事務所長、地方県土整備局長
69 同法第81条第1項の規定による許可等の廃止、変更等の監督処分及同法第2項の規定による必要な追徴等の執行命令等 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は69の許可等に係るもの (二) 18、36の(一)、37の(一)、38の(一)又は8の新規等に係るもの (三) 21の(三)、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35の(二)若しくは(四)、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○				○	総合事務所長			○ 総合事務所長、地方県土整備局長
70 同法第86条第2項の規定による公告並びに事業地内の接觸等の有識範囲について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近の住民に対する説明等の措置の実施									
71 同法第86条第2項の規定による施行者の意見の聴取									
72 略									
73 同法第88条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議									
74 略									
75 同法第90条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は69の許可等に係るもの (二) 18、21の(三)の(2)の(二)、33の(二)、35の(一)、37の(一)又は8の許可等に係るもの (三) 21の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35の(二)若しくは(四)、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○				○	総合事務所長、地方県土整備局長			○ 総合事務所長、地方県土整備局長
76 同法第91条第1項の規定による印掌の廃止、変更等の監督処分及び同法第2項の規定による必要な追徴等の執行命令等 (一) 21の(一)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は69の許可等に係るもの (二) 18、21の(三)の(2)の(二)、33の(二)、35の(一)、37の(一)又は8の許可等に係るもの (三) 21の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35の(二)若しくは(四)、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○				○	総合事務所長			○ 総合事務所長、地方県土整備局長

	(二)、37の(二)、 38の(二)、39、44 の(二)又は60の許 可等に係るもの						、32の(二)、33の (二)、35の(二)若 しくは(四)、36の (二)、37の(二)、 38の(二)、39、44 の(二)又は60の許 可等に係るもの					
	70 同法第1条第3項 の規定による必要な 是正措置の執行命令 等をする旨の公示 (一) 21の(一)若し くは(二)、22の (一)若しくは(二) 、32の(一)、33の (一)、44の(一)、 53、58又は59の許 可等に係るもの (二) 18、36の(一) 、37の(一)、38の (一)又は51の許可 等に係るもの (三) 21の(二)、22 の(三)、27、29、 32の(二)、33の (二)、35、36の (二)、37の(二)、 38の(二)、39、44 の(二)又は60の許 可等に係るもの	○	○		○	総合事務所長	70 同法第1条第3項 の規定による必要な 是正措置の執行命令 等をする旨の公示 (一) 21の(一)、 (二)、22の(一) 若しくは(二)、32 の(一)、33の(一) 、44の(一)、53、 58又は59の許可等 に係るもの (二) 18、21の(三) の(2)の(二)、33の (二)、35の(一)、 37の(一)又は51の 許可等に係るもの (三) 21の(二)の (1)若しくは(2) のイ若しくは(2) 、22の(二)、27、29 、32の(二)、33の (二)、35の(二)若 しくは(四)、36の (二)、37の(二)、 38の(二)、39、44 の(二)又は60の許 可等に係るもの	○	○	○	○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	71 同法第2条第1項 の規定による立入検 査 (一) 60の(一)の監 督処分を行うため のもの (二) 60の(二)の監 督処分を行うため のもの (三) 60の(三)の監 督処分を行うため のもの	○	○		○	総合事務所長	71 同法第2条第1項 の規定による立入検 査 (一) 60の(一)の監 督処分を行うため のもの (二) 60の(二)の監 督処分を行うため のもの (三) 60の(三)の監 督処分を行うため のもの	○	○	○	○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	72 鳥取県開発審査会 に対する質問 (一) 21の(一)の許 可に係るもの (二) 21の(二)の許 可に係るもの (三) 21の(三)又は 35の許可に係るも の	○	○		○	総合事務所長	72 鳥取県開発審査会 に対する質問 (一) 21の(一)の許 可に係るもの (二) 21の(二)の許 可に係るもの (三) 21の(三)の (2)又は35の (四)の許可に係る もの	○	○	○	○	総合事務所長
五 都市基盤 法施行規則 昭和44年 建設省令第 49号)に基 づく知事の 権限に属す る事務(市 町村長に委 任したもの を除く。)	1 同規則第60条の規 定による書面の交付 (一) 景観まちづくり 計画の実施の21 の(一)若しくは (二)、22の(一)若 しくは(二)、24の (一)、32の(一)、 33の(一)又は44の (一)の許可に係る もの (二) 景観まちづくり 計画の実施の21 の(三)、22の(三) 、24の(二)、32の (二)、33の(二)、 53又は54の(二)の 許可に係るもの				○	総合事務所長	1 同規則第60条の規 定による書面の交付 (一) 景観まちづくり 計画の実施の21 の(一)、(2)若し くは(2)、22の(一) 若しくは(2)、24 の(一)若しくは (3)、32の(一)若 しくは(3)、33の (一)又は44の (一)の許可に係 るもの (二) 景観まちづくり 計画の実施の21 の(3)の(1)若し くは(2)のイ若し くは(2)又は22の (二)、24の(二)、 32の(二)、33の (二)、35の(二)若 しくは(4)又は44 の(二)の許可に係 るもの				○	総合事務所長 地方県土整備 局長

	十三 略									十一 略							
	十四 略									十二 略							
	十五 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4 略								十三 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4 略						
	5 同法第6条の2第4項の規定による建築主及び検査官の権限に属する事務								○ 総合事務所長	5 同法第6条の2第4項の規定による建築主及び検査官の権限に属する事務							
	6及び7 略									6及び7 略							
	8 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査届の交付前の建築物の使用の承認								○ 総合事務所長	8 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査届の交付前の建築物の使用の承認							
	9 同法第9条第1項の規定による造営建築物等の工事の施工の停止等の命令								○ 総合事務所長	(一) 島根地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○ 島根地方県土整備局長
	10 同法第9条第4項(同法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物の所有者等からの意見の聴取								○ 総合事務所長	(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 中部総合事務所長
	11 同法第9条第5項(同法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物の所有者等に対する通知及び公告								○ 総合事務所長	(三) 西部総合事務所及び山陰総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 西部総合事務所長
	12 同法第9条第7項(同法第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物等の使用禁止等の命令								○ 総合事務所長	9 同法第9条第1項の規定による造営建築物等の工事の施工の停止等の命令							
	13 同法第9条第8項(第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定における准用する同条								○ 総合事務所長	10 同法第9条第4項(同法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物の所有者等からの意見の聴取							
										11 同法第9条第5項(同法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物の所有者等に対する通知及び公告							
										12 同法第9条第7項(同法第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による造営建築物等の使用禁止等の命令							
										(一) 島根地方県土整備局及び山陰地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○ 島根地方県土整備局長
										(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 中部総合事務所長
										(三) 西部総合事務所及び山陰総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 西部総合事務所長
										13 同法第9条第8項(第10条第2項及び第30条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による准用する同条							

